

研究会の進め方

研究会 設立趣旨

- これまで、農業・農村分野において地理情報システム(GIS)が徐々に普及してきたが、地図情報の統一的な仕様がなかったことや個人情報の取り扱いが課題となり、地図情報の相互利用や共有化による効果的な活用が十分に進んでいない状況にある。
- このため、農業・農村分野における地図情報のよりよい普及を目指し、地図情報の効果的な活用に向けた諸課題を検討するため、GISを活用する立場にある行政や関係団体のための研究会を設立するものである。

研究会の検討の範囲・成果

- 農業関係機関又は行政機関における大縮尺の地図情報の効果的な活用に向けた諸課題について検討。
- 検討の成果を以下の通りとりまとめたい。
 1. 地図情報活用の効果的な活用に向けて(提言)

研究会において、地図情報活用の現状のほか、効果的な地図情報の活用に向けた諸課題に関する検討結果を、地域で地図情報を活用する主体(農業関係機関等)への提言をとりまとめる。
 2. 農業・農村基盤図製品仕様書(仮称)(素案)

農業関係機関等による地図情報の共有や相互利用の実現に不可欠な、地理情報標準に準拠した農業・農村基盤地図製品仕様書(仮称)の素案をとりまとめ、今後の農林水産省による製品仕様書策定の基礎資料とする。

進め方

< 情報の提供 >

本研究会は、研究会参加者のみならず、地図情報利用者の幅広い意見を得るため、研究会資料や議事概要は、研究会ホームページ等を通じて公開する。
また、研究会の傍聴を可能とする。

< 事務局 >

研究会の事務局は、農村振興局地域整備課中山間整備事業推進室及び(財)日本水土総合研究所が行う。

< 主査 >

研究会の主査は、農村振興局地域整備課中山間整備事業推進室長とする。

検討事項・検討の視点(事務局素案)

1. 地図情報の活用の現状・あり方

これまでの地図情報の活用状況をどう考えるか。活用状況の問題点を整理できないか。

これからの農業・農村の展開において、地図情報の重要性をどう考えるか。効率的・効果的な活用のあり方は。

2. 具体的な取り組みの方向性について

標準化、品質確保

これまで整備された地図情報は仕様が統一されていないため、共有や相互利用が困難となっていることから、標準的な仕様や品質水準を策定する必要はないか。

個人情報対策

個人情報保護法や条例により情報共有が困難との声を聞くが、法令等を遵守しつつ情報の共有を進めるべきとの考え方が必要ではないか。また、必要な個人情報保護対策を整理できないか。

スケジュール

- 開催スケジュールは、議事の進行状況に応じて適宜柔軟に変更する。

第1回 7月10日

検討事項

- ・政府・農林水産省における地理情報システム推進の取り組み
- ・地図情報活用の現状(参加者による情報提供及び意見交換)
- ・地図情報活用の課題(意見交換)
- ・地理情報標準について、製品仕様書の必要性等

第2回 7月19日

検討事項

- ・事例紹介
- ・地図情報活用の現状(論点整理、意見交換)
- ・地図情報活用の課題(課題整理、意見交換)等

スケジュール

